

令和7年度 鹿児島市中小企業融資制度 創業支援資金のご案内

創業者を対象に
他の資金に比べて
有利な条件となっ
ています！

【融資対象者】

これまでに創業経験がなく、次のいずれかに該当する方（※当資金の利用は1回に限ります。）

創業関連保証対応

- (1) 市内で事業を開始した個人、又は会社を設立した個人で設立から1年を経過していない方
- (2) 市内で1月以内（※）に新たに個人で事業を開始、又は、2月以内（※）に新たに会社を設立しようとする方
※本市の特定創業支援等事業（創業スキル養成講座等）を受けて創業する方は、6月以内となります。
- (3) 市外で創業してから5年未満で、かつ、全事業所を市内に移転しようとする個人又は会社を設立した個人（移転後1年未満の方を含む）

スタートアップ創出促進保証対応（経営者保証免除）

※保証申込時において税務申告1期末終了者は、事業開始に必要なとする資金額の10分の1以上の自己資金が必要です。

※融資実行後、会社を設立して3年目及び5年目に「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の提出が必要です。

- (1) 市内で会社を設立した個人で、設立から1年を経過していない方
- (2) 市内で2月以内（※）に新たに会社を設立しようとする方
※本市の特定創業支援等事業（創業スキル養成講座等）を受けて創業する方は、6月以内となります。
- (3) 市外で創業してから5年未満で、かつ、全事業所を市内に移転しようとする会社を設立した個人（移転後1年未満の方を含む）

一般保証対応 ※創業関連保証に比べて、設備資金の据置期間が6月長い保証です。

創業関連保証対応の（1）（3）又は、以下に該当する場合

- (1) 市内で新たに事業を開始する方

【融資条件】

- ◇融資限度額 2,000万円（うち運転資金は1,400万円）
- ◇融資期間 運転7年以内（1年据置含） 設備10年以内（1年据置含。但し一般保証は1年6月）
※スタートアップ創出促進保証対応の運転・設備資金の据置期間は、取扱金融機関において創業支援資金の融資と原則同時に信用保証協会の保証を付していない融資を実行する場合又は保証申込時に信用保証協会の保証を付していない融資の残高がある場合は3年以内。
- ◇融資利率 年1.85%～2.45% ※利率は変動する場合があります。
- ◇保証料率 創業関連保証対応：年1.00% 一般保証対応：年0.45%～1.90%
※市補助前 スタートアップ創出促進保証対応：年1.20%
（※年1.20%うち上乗せ分の年0.20%に対する市補助はありません。）
- ◇保証料補助 3分の2（但し、下記該当者は上乗せがあります。）

保証料補助

4分の3

対象セミナー等（※）の修了者又は女性・若者（30歳未満）・シニア（55歳以上）

対象セミナー等（証明書の発行要件を満たすもの）

- ・創業スキル養成講座
- ・街なかリノベーション実践セミナー
- ・ソーホーかごしまインキュベーションマネージャーによる個別支援
- ・創業塾
- ・経営指導員、専門家等によるハンズオン支援 など

保証料補助

5分の4

対象セミナー等（※）を修了した女性・若者・シニア

（※）・受講年度を含め2年度以内のセミナー等が対象。（今年度は2024年度（令和6年度）以降の受講）
・街なかリノベーション実践セミナーは5年度以内（今年度は2021年度（令和3年度）以降の受講）

- ◇取扱金融機関 鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、鹿児島みらい農業協同組合、奄美大島信用金庫、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、熊本銀行、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫

★ 上記取扱金融機関へ直接お申し込みください。

創業支援資金利用後に利子補給制度もあります。（裏面参照）





新規開業支援利子補給金 ~創業支援資金利用者への補助制度~

市内で新規開業する中小企業者の負担軽減を図るため、融資にかかる支払利子相当額を補助します。

◇対象者 市融資制度の創業支援資金を利用した事業者

◇交付条件 利子補給金の申請日において

- ① 創業者が開業業種と同一の業種を市内で引続き営んでいること。
- ② 創業者が受けた当該融資について信用保証協会の代位弁済となっていないこと。
- ③ 納期の到来している市税を完納していること。

◇補助額 当初 12 月以内の支払利子相当額（延滞利子を除く・上限 30 万円）

◇手続き等

- ① 創業支援資金の融資実行
- ② 融資実行後 12 月以内に支払った利子について、金融機関から利子支払証明を受けてください。
- ③ 証明書とその他申請書類を、産業支援課金融係へ提出してください。
- ④ 審査の上、指定の口座に補給金が振り込まれます。

※利子補給金の対象者には、融資実行後に市から交付申請の案内を送付します。

【お問い合わせ】

鹿児島市産業支援課金融係 〒892-8677 山下町 11-1 みなと大通り別館 5 階
TEL : 099-216-1324 FAX : 099-216-1303

鹿児島市 融資

検索



(資金一覧)